

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

資料1 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

資料2 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

(令和3年5月27日修正版)

参考資料 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査に
ついて

病院局

令和3年5月27日

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の対応について

令和3年1月28日の健康福祉委員会において、行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について報告しましたが、「4 調査結果」において、表示する件数に該当しないものがありましたので報告します。

1 「(1) 電気等の使用状況等について」及び「(2) 電気等の実費等徴収について」における多摩病院分について

(1) 3件（防災行政無線設備1件、公衆電話1件、ATM1件）

(2) 修正理由

○多摩病院の電気料は、学校法人聖マリアンナ医科大学が電力会社と契約しており、病院局では支払っていません。

○上記の3件の設備に係る電気料の負担については、病院局ではなく、同法人と同設備の設置者が協議して決めるものであることがわかりました。

(3) 修正内容

○次のとおり表2と表3を修正するとともに、関連する説明箇所を修正するものです。

(修正前)

表2 電気等の使用状況

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	3	5	4	28
電気	7	9	3	5	4	28
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

表3 実費等の徴收件数

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	5	7	1	5	4	22
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	1	2	-	10
2 実費等を徴収していないもの	2	2	2	-	-	6
徴収しないと判断したもの	2	2	1	-	-	5
徴収していないもの	-	-	1	-	-	1

(修正後)

表2 電気等の使用状況

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	-	5	4	25
電気	7	9	-	5	4	25
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

表3 実費等の徴收件数

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	5	7	-	5	4	21
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
2 実費等を徴収していないもの	2	2	-	-	-	4
徴収しないと判断したもの	2	2	-	-	-	4
徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

□ は修正箇所

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について
(令和3年5月27日修正版)

1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数 (単位: 件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	52

3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線 (以下「電気等」という。) の使用状況等について
 - ア 電気等使用の有無
 - イ 電気等の実費等徴収の有無
 - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
 - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
 - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
 - イ 減免の根拠

4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況 (単位: 件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	-	5	4	25
電気	7	9	-	5	4	25
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴収件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	5	7	-	5	4	21
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	-	2	-	9
2 実費等を徴収していないもの	2	2	-	-	-	4
実費等を徴収しないと判断したもの	2	2	-	-	-	4
実費等を徴収していないもの	-	-	-	-	-	-

ア 子メータに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

イ 子メータの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

ウ 実費等を徴収しないと判断したもの4件の内訳

公衆電話2件、バス運行情報提供システム案内表示機1件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

エ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが3件ありました。次回の許可時に改めます。

公衆電話2件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
減免件数		14	10	2	1	1	28
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	12
	2号	2	-	-	-	-	2
	3号	7	4	1	1	1	14

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるので、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ着支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策等について

~~資料1 市立井田病院光熱水費未請求等事案に係る再発防止策~~

資料2 行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査に
ついて

~~参考資料 市立井田病院光熱水費未請求等事案に関する意見書~~

病院局

令和3年1月28日

行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等の調査について

1 経緯

井田病院のレストラン光熱水費未請求事案を受け、病院局における行政財産の目的外使用許可等に係る光熱水費等について調査・確認を行いました。

2 調査対象

- (1) 市立3病院
- (2) 令和2年12月1日時点で行政財産の目的外使用許可等をしているもの

表1 調査対象件数 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
使用許可・使用承認 及び貸付契約件数	19	16	6	6	5	52

3 調査・確認した内容

調査表による調査を基に、ヒアリングにより確認を行いました。

- (1) 電気、ガス、水道・下水道、電話回線（以下「電気等」という。）
の使用状況等について
 - ア 電気等使用の有無
 - イ 電気等の実費等徴収の有無
 - ウ 実費等を徴収している場合の根拠
 - エ 行政財産使用許可書等への実費等負担が条件である旨の記載の有無
- (2) 使用料・貸付料等の減免について
 - ア 使用料・貸付料等の減免の有無
 - イ 減免の根拠

4 調査結果

- (1) 電気等の使用状況等について

表2 電気等の使用状況 (単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
電気等の使用状況	7	9	3	5	4	28
電気	7	9	3	5	4	28
ガス	1	1	-	-	-	2
水道・下水道	1	3	-	-	1	5
電話回線	1	-	-	-	-	1

(2) 電気等の実費等徴収について

表3 実費等の徴収件数

(単位：件)

	使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
	川崎	井田	多摩	川崎	井田	
1 実費等を徴収しているもの	5	7	1	5	4	22
子メータに基づくもの	2	3	-	3	4	12
子メータの設置がないもの	3	4	1	2	-	10
2 実費等を徴収していないもの	2	2	2	-	-	6
実費等を徴収しないと判断したもの	2	2	1	-	-	5
実費等を徴収していないもの	-	-	1	-	-	1

ア 子メータに基づき実費等を徴収しているもののうち、川崎病院と井田病院のレストランの水道料金・下水道使用料（給湯分）については、実費等の算定方法について精査中です。

イ 子メータの設置がないものは、病院局が支払う電気料等を建物の延床面積に対する使用許可面積で按分して算定などしています。

ウ 実費等を徴収しないと判断したものの5件の内訳

公衆電話3件、バス運行情報提供システム案内表示機1件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

エ 実費等を徴収しないと判断したにもかかわらず、行政財産使用許可書等に実費等を徴収する旨の記載があるものが4件ありました。次回の許可時に改めます。

公衆電話3件、視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置1件

オ 実費等を徴収していないものについて

許可案件：多摩病院防災行政無線設備

電気を使用していますが、公有財産使用承認書に実費等を徴収する旨の記載もなく実費等を徴収していませんでした。

今回の調査により川崎病院、井田病院では実費等を徴収していることが判明したため、徴収に向けて使用者である総務企画局と調整しているところです。

(3) 使用料・貸付料等の減免について

表4 減免件数

(単位：件)

		使用許可・使用承認			貸付契約		合 計
		川崎	井田	多摩	川崎	井田	
減免件数		14	10	2	1	1	28
川崎市病院局 会計規程	1号	5	6	1	-	-	12
	2号	2	-	-	-	-	2
	3号	7	4	1	1	1	14

(参考) 川崎市病院局会計規程第98条

第1号 国等において公用又は公共用に供するとき

第2号 公共的団体において公益事業の用に供するとき

第3号 管理者が特別の理由があると認めたとき

ア 第1号によるもの12件の内訳

防災行政無線装置3件

消防通信施設、バス停車場（交通局分）各2件

視覚障害者用点字ブロック音声誘導装置、画像式車両感知機、バス運行情報提供システム案内表示機、基準点、耐震性貯水槽各1件

イ 第2号によるもの2件の内訳

アドボカシー室、交通標識各1件

なお、交通標識の減免については第1号を適用すべきものであるので、次回の許可時に改めます。

ウ 第3号によるもの14件の内訳

タクシー乗り場・待機場所、処置室（ストマ着支援のため）各3件

バス停車場（民間分）、ギブス室、駐車場各2件

電気通信設備、レストラン各1件